生産性向上特別措置法（先端設備等導入計画）の概要

平成30年６月６日、「生産性向上特別措置法」が施行されました。法律では、①プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、②データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定しています。

本稿では、③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に係る「先端設備等導入計画」の概要や申請方法について、ご紹介します。

「先端設備等導入計画」の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けられます。認定を受けた場合は導入設備の税制措置などの支援を受けることができます。

「先端設備等導入計画」のスキーム図

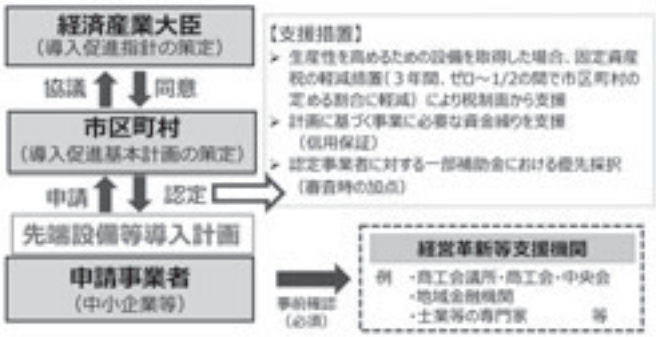

計画認定の主な要件

計画認定の主な要件は左記の表のとおりです。

計画認定の要件

計画期間	計画認定から３年、４年又は５年
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年３％以上向上すること ○労働生産性算定式 （営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量 ※労働投入量：労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	・国の「導入促進指針」及び申請先の市区町村の「導入促進基本計画」に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（中央会、商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

計画認定による税制支援

中小事業者等が、認定を受けた計画に基づき、左記の表の要件に基づく設備を新規取得した場合、その設備に係る固定資産税の課税が3年間にわたってゼロ～2分の1に軽減されます。（県内市町村は全域でゼロを表明）

計画認定による税制支援の要件

対象者	資本金もしくは出資金額１億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等のうち、「先端設備等導入計画」の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上/10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上/５年以内） ・器具備品（30万円以上/６年以内） ・建物附属設備（60万円以上/14年以内）
設備の取得時期	計画認定から平成33年３月31日まで
その他	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

計画認定～特例適用までの流れ

計画の申請は、取得する設備を設置する市区町村へ行ってください。また、設備の取得は計画の認定後に行うことが必須となります。

計画認定及び固定資産税減免特例適用までのスキーム図

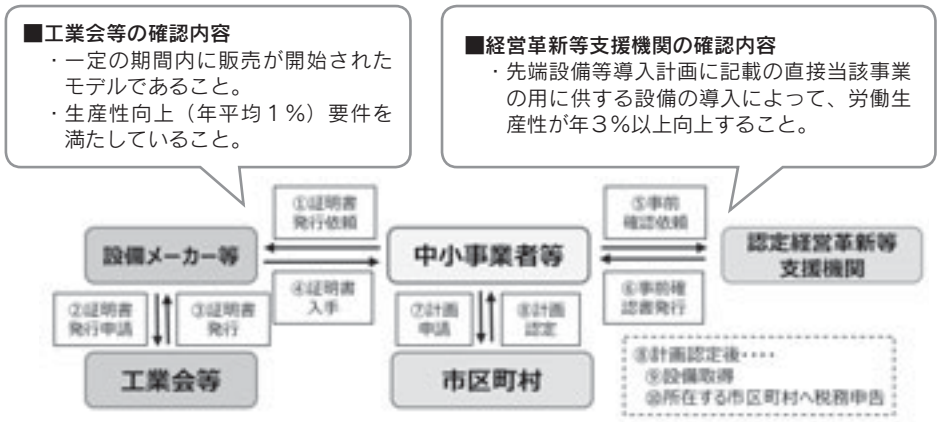

計画申請の必要書類

計画の申請に必要な書類は、左記のとおりです。なお、ここに記載の内容は一般的な申請手続きを示したものとなりますので、申請の際は申請先の市区町村の申請案内・ホームページ等を事前にご確認ください。

★申請書類

①申請書（原本）
②認定経営革新等支援機関による事前確認書
③その他、市区町村長が必要と認める書類
④返信用封筒（A４の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手を貼付してください）

★固定資産税の特例を受ける場合は、①～④に加え左記の書類

⑤工業会証明書（写し）
⑥誓約書（⑤の追加提出を行う場合）

★申請先

「導入促進基本計画」の国の同意を受けた市区町村（県内市町村の受付開始状況は次項をご覧ください）

県内市町村の受付開始状況

県内市町村の、計画申請の受付開始状況は左記の表のとおりです。

既に受付を開始している県内市町村

（平成30年７月30日現在）

前橋市	高崎市	桐生市
伊勢崎市	太田市	沼田市
館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市
甘楽郡下仁田町	甘楽郡甘楽町	吾妻郡長野原町
吾妻郡草津町	吾妻郡高山村	吾妻郡東吾妻町
利根郡川場村	利根郡昭和村	利根郡みなかみ町
邑楽郡明和町	邑楽郡邑楽町	

本県においては、県内の全市町村が「導入促進基本計画」の策定を表明しており、表に記載のない市町村も今後計画の受付が開始される予定です。直近の受付開始状況につきましては、各市町村のホームページをご確認ください。